

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年12月23日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「令和3年4月以降、A自治会を名乗っている団体への地域活動推進費補助金の支出は、自治会ではない団体に誤って支出した「財務会計上の違法若しくは不当な行為」である。」「令和3年4月以降にA自治会を名乗る団体に支出した地域活動推進費補助金の交付決定（支出負担行為）すべてを取消し、交付した地域活動推進費補助金をA自治会を名乗る団体に返還させる措置を、市長が講ずることを求める。」と述べています。また、「地域活動推進費補助金交付要綱の定める補助対象経費になる公益的活動らしき活動をしているとして補助金申請をすると、地域活動推進費補助金を交付決定している支出負担行為は、法第242条第1項の「財務会計上の違法若しくは不当な行為」である。」「住民団体が自治会を名乗って交付要綱に基づく申請をすると、地域活動推進費補助金を交付する財務会計行為を防止及び是正する措置を、市長が講ずることを求める。」と述べています。

このことから、請求人は、A自治会に対する地域活動推進費補助金の交付について、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

また、自治会を名乗る団体からの地域活動推進費補助金交付要綱に基づく申請に対して

（裏面あり）

「地域活動推進費補助金を交付する財務会計行為を防止及び是正する措置」を講ずることについても主張しているものと解されます。

請求人は、「自治会会則は、自治会をどのように作り、どのように運営するかを定める自治会の根本規範（憲法）である。」「令和6年11月20日付・監監第714号の監査委員5人連名の「住民監査請求に基づく監査について（通知）」は、自治会の憲法である自治会会則の「改定を、会則以外の規則・規程などの規約の改定と同じものと考えて、「自治会内部の運営に関する定めを改めるものであり」と、誤って判断した違法がある。」「令和3年4月18日の自治会会則全面改定は、」「突然で、いきなりの総会書面議決でなされたものである。」「公序良俗違反の自治会会則総会書面議決により、会則が基本的に不備になった上に、運営委員会の会則無視の自治会運営がはなはだしく、」「自治会費未払い世帯住民を自治会未加入と扱う」など「ルールに基づく自治会ではなくなった。」「故に、市組織が、令和3年4月以降、自治会ではなくなったA自治会を名乗る任意団体に地域活動推進費補助金を、まんざんと交付し続けていることは、補助金の交付対象を誤った違法又は不当な財務会計上の行為である。」と主張しています。

しかし、これらの主張は、請求人による令和6年9月18日及び同年10月31日受付住民監査請求における主張と同様にA自治会の運営や会則の改定に関する意見であり、A自治会に対する地域活動推進費補助金の交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

また、請求人は、「地域活動推進費補助金交付要綱は、自治会が公益的活動を行う場合に地域活動推進費補助金を交付することとしている。しかし、この交付要綱には自治会と自治会以外の親睦会・同好会などの住民団体を区別する基準が無い。」「交付要綱で公益的活動として文化活動とレクリエーションを含めていることは、」「市が市民に特定の文化を強要するものである。」「実態は親睦会や同好会であるのに自治会を名乗っている自称・自治会の任意団体に交付要綱に基づいて地域活動推進費補助金を交付決定している支出負担行為は、法第242条第1項の「財務会計上の違法若しくは不当な行為に該当する。」「故に、今の地域活動推進費補助金交付要綱に基づく自治会への補助金交付を廃止し、自治会と自治会以外の親睦会・同好会などの任意団体を区別する基準を設けるとともに、補助対象経費の公益的活動になっている文化活動とレクリエーションを見直す要綱改正を行ってから、自治会に地域活動推進費補助金を交付する是正措置を市長が講ずることを求める。」と主張しています。

しかし、これらの主張は、請求人による令和6年9月18日及び同年10月31日受付住民監査請求における主張と同様に補助金全般・補助金交付事業に関する意見であり、地域活動推進費補助金の交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。